

勾留状等（又は代わるもの）写し交付願い（被疑者交付用）

(裁判所受付印) 勾留状発付庁で受付		<input type="checkbox"/> 大阪地方裁判所 御中 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 大阪簡易裁判所		
申 出 人		□弁護人 <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 □被疑者/被告人	(氏名) 印 ()	
		弁 護 人 提出日： 令和 年 月 日 選 任 届 提出先： □大阪地検 □	□郵送 □持参	

※弁護人選任届（写し）の提出に御協力ください。

以下の書類につき、写しでの交付に承諾するので、写しの交付をしてください。

1 勾留状等 の種類	<input type="checkbox"/> 勾留状 <input type="checkbox"/> 観護状 <input type="checkbox"/> 鑑定留置状 (「代わるもの」が交付されている場合は「代わるもの」)			裁判所 使用欄	
2 必要な 記載内容	<input type="checkbox"/> ① 勾留状等発付時点のもの（被疑事実等の確認） <input type="checkbox"/> ② 謄本等請求（交付）時点のもの（執行状況等の確認） <input type="checkbox"/> ③ 延長に関する記載のあるもの (②③については「代わるもの」の場合は不可)			該当事件 □確認済	
				弁選 □確認済 □取寄要 検察庁	
				取寄依頼 □勾留状 写し	
【お知らせ】 ※FAXでの対応（申出・交付）はしません。 ※発付前の申出はできません。 ※原則、発付の翌開庁日以降に交付します。 ※交付までに数日を要する場合があります。 ※私選弁護の方は、迅速処理のため、弁護人選任届（写し）の提出にご協力ください。 ※詳細は裏面をお読みください。					
4 対象とな る事件の 表示	被疑者 氏名	(年 月 日生)			弁選写し 弁選確認
	勾留等 罪名				□必 要 □不 要
	勾留状等 発付日	令和 年 月 日			依頼日 /
	収容場所	<input type="checkbox"/> 大阪拘置所 <input type="checkbox"/> 大阪少年鑑別所 <input type="checkbox"/> 大阪府 警察署 <input type="checkbox"/> 大阪府警察本部 (□本庁舎 <input type="checkbox"/> 新北島別館)			印
	担当 検察官	<input type="checkbox"/> 刑事 <input type="checkbox"/> 公安 <input type="checkbox"/> 特捜 <input type="checkbox"/> 交通			到着日 /

請書		(裁判所受付印)
<p>上記写し1通を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申出人 印</p> <p>※郵送を希望される場合は、返送用封筒（必要分の切手貼付）を添付ください。</p>		
太線枠内に記入又は該当の□に□してください。		
種別: 保管 写し 謄本 / 郵便送付 印 郵券 円 印		

勾留状等写し交付願いの取扱いについて

1 対象となる勾留状等の種類

勾留状、観護状、鑑定留置状

2 交付する写しに求める記載内容等

	交付する写しに求める記載内容	交付申出のできる時期	交付できる時期	申出人の承諾
①	勾留状等発付時点の記載 (被疑事実等の確認)※1	勾留状等発付後 ※3	勾留状等発付の翌開庁日以後 ※4	※6
②	写し交付申出時点の記載 (執行状況等の確認)※2	勾留状等発付後 ※3	勾留状等発付の翌開庁日以後 ※5	※6
③	勾留等延長に関する記載※2	勾留状等発付後 ※3	勾留等延長 決定後 ※5	※6

※1 勾留状に代わるもののが交付されている場合には、代わるものとの写しを交付します。

※2 勾留状に代わるもののが交付されている場合には、写しの交付はできません。
刑事訴訟規則に基づく勾留状副本等交付請求が必要になります。

※3 勾留状等発付前の写し交付申出はできません（刑訴規74条参照）。

※4 弁護人選任状況が確認でき次第、交付します。
2日以上閉庁日が続く前日の平日午前中に発付された勾留状等については、例外的に
発付当日に交付します。

※5 檢察庁から、ファクシミリで取り寄せを行い、弁護人選任状況が確認でき次第、交付
します。
検察庁からの勾留状等の写しの取り寄せは、留置施設での執行終了後となります
ので、写しの交付までに数日を要する場合があります。

※6 写しでの交付につき、いずれも申出人の承諾が必要です。

☆ 写し交付の申出及び交付について、いずれもFAXによる対応はいたしません。

【私選弁護人の方へ】

①～③のいずれの記載内容の副本等についても、速やかな副本等交付のため、身柄拘束さ
れている被疑事実にかかる弁護人選任届写しの提出にご協力ください。

大阪地方裁判所令状部
大阪簡易裁判所令状係